

栄養成分表示検討会報告書

平成 23 年 8 月 23 日
栄養成分表示検討会

《目次》

	頁
1. はじめに	1
2. 我が国の健康・栄養政策を踏まえた栄養表示	2
3. 表示の優先度が高い栄養成分	3
(1) エネルギー	4
(2) ナトリウム	4
(3) 脂質	5
(3-1) 飽和脂肪酸	5
(3-2) トランス脂肪酸	6
(3-3) コレステロール	6
(4) 炭水化物	6
(4-1) 食物繊維	7
(4-2) 糖類	7
(5) たんぱく質	7
(6) ビタミン・ミネラル類	8
4. 表示の実行性の確保	9
(1) 表示の適用範囲	10
(2) 誤差の許容範囲	10
(3) 表示値の設定方法	11
(4) 消費者にわかりやすく活用しやすい表示方法	12
(5) 監視・執行のあり方	12
(6) 国民への普及啓発の重要性	13
5. 今後の方向	13
引用資料	14
別紙（表示すべき栄養成分の優先度の見直し）	15
栄養成分表示検討会構成員名簿	16
栄養成分表示検討会審議事項	17

1. はじめに

食品の表示は、消費者が商品選択をする際の指標として大きな役割を果たしている。これまで我が国は、「食品衛生法」に基づき、期限表示など公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から必要な表示を進めるとともに、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法）に基づき、消費者の適切な商品選択を促進する観点から、原材料表示や原産地表示、遺伝子組換え表示など品質に関する表示を促進してきた。

健康増進法に基づく栄養表示^{※a}は、「国民の健康の保持増進を図るため、健康で栄養バランスのとれた食生活の実現を図る」という観点から、我が国の健康・栄養政策との密接な連携が図られてはじめて効果を生じるところに、他の食品表示とは異なる特徴がみられる。

我が国の栄養表示制度は、平成7年の栄養改善法（現在の健康増進法）の改正により、販売に供する食品について栄養表示をする場合に従うべき基準（栄養表示基準）を定め、栄養表示をするかどうかは事業者の任意としながらも、表示する際のルールを明らかにした。

その後、我が国の健康・栄養政策においては、平成12年に策定された「健康日本21」^{1) 2)}において、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図るための目標として、栄養・食生活分野の目標が設定されたほか、同年に、文部省、厚生省、農林水産省の三省合同により「食生活指針」^{3) 4)}が策定され、国民の健康の保持増進を図るための実践的な指針が示されるなど、国民の適切な食生活を支援する方向で施策の方針が大幅に見直されることとなった。

他方、国際的にも、2004年（平成16年）に世界保健機関（WHO）が「食事、運動と健康に関する世界戦略」⁵⁾を提示し、コーデックス委員会において「栄養表示に関するガイドライン」⁶⁾の拡充作業が進められる中で、これと歩調を合わせる形で、米国やカナダに引き続き、南米諸国や中国、インド、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、欧州連合（EU）等の各国で栄養表示の義務化が進められている。

このような状況の変化とともに、近年の消費者の健康意識の高まりに伴い、健康の保持増進を図る観点から、消費者の商品選択に資する栄養表示の重要性が増している。

このため、本検討会では、栄養表示の義務化に向けて整理すべき課題について検討

※a この報告書において、栄養表示とは、栄養成分又は熱量に関する表示をいうものとする（健康増進法第31条参照）。

なお、消費者の健康の保護や食品の公正な貿易の確保等を目的に、国際連合食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）により設置されたコーデックス委員会において栄養表示とは、栄養成分表示（食品の栄養素量を一定の様式で記述、又は一覧表にしたもの）と、栄養に関する補足的な情報（食品の栄養特性に対する消費者の知識を広げ、栄養成分表示を理解する手助けをすることを目的に示されるもの）から成るとされる。

するため、栄養表示制度の意義や仕組みのあり方について議論し、以下のとおり報告書を取りまとめた。

2. 我が国の健康・栄養政策を踏まえた栄養表示

栄養表示は、それがなければ消費者の目に触れることのない「食品に含まれる栄養成分」に関する情報を明らかにするものであり、その食品に含まれる栄養成分の構成などに関する情報を消費者に届け、さらに、その食品が人体の中でどのように役立つかについて、消費者が理解できるようにするものである（栄養の可視化）。

これにより、健康で栄養バランスのとれた食生活を営むことの重要性を消費者自らが意識し、商品選択に役立てることで、適切な食生活を実践する契機となる効果が期待される。

現行の栄養表示制度は、栄養表示を必要とする消費者が適切に商品選択できる環境をつくるなど、栄養表示を活用する機会を増やすことを目的として、平成7年にスタートした。

その後、栄養表示された食品の種類は増加し、また、本検討会において平成17年の国民健康・栄養調査データを再解析した結果⁷⁾からも、医師から糖尿病と言われるなどして健康意識の高くなった消費者には栄養表示が活用されている実態がうかがわれるなど、栄養表示の活用機会は広がりつつある。

さらに、我が国の食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、平成12年に策定された「健康日本21」^{1) 2)}や「食生活指針」^{3) 4)}では、全ての国民を対象とした健康・栄養政策やその実践方法が示され、国民の食生活の改善を促す新たな国民運動として推進されることとなった。

しかしながら、栄養表示基準は平成7年に策定されて以来、大きな変更を経ることなく運用されており、国民健康・栄養調査の再解析結果⁷⁾からも、女性と比べて男性の栄養表示の活用状況は低く、特に若い年代の男性の多くが栄養表示を活用していないことが明らかになった。このように、現在の栄養表示は、必ずしも全ての消費者に活用されているとは言えない。

今後、国民の健康の保持増進をさらに進めるためには、栄養表示を通じた食品の「栄養の可視化」は重要な政策課題となるものと考えられることから、現行の栄養表示制度を大きく見直し、食生活への関心が高い消費者へはもちろん、関心の無かった消費者や自ら食生活に関心は持っているものの、十分に情報をいかしきれていない消費者にまで栄養に関する情報をわかりやすく確実に伝達し、消費者の商品選択や食生活の実践に役立てる仕組みについて、具体的に検討していく必要がある。

3. 表示の優先度が高い栄養成分

平成7年に策定された現行の栄養表示基準では、栄養表示をする際に表示をしなければならない栄養成分として、エネルギー、三大栄養素（たんぱく質、脂質、炭水化物）及びナトリウムを挙げ、この順番に表示することとしている。

その後、消費者のライフスタイルの変化に伴い、食生活を取り巻く社会環境が変化し、生活習慣病の増加が課題となる中で、「健康日本21」^{1) 2)}では、具体的な栄養素を挙げて栄養・食生活分野における目標が設定されるなど、我が国の健康・栄養政策上着目すべき栄養素が重点化されつつある一方で、現行の栄養表示基準は、このような時代の変化に十分に対応できなくなっている。

また、国際的にも、健康・栄養政策の進展を受け、コーデックス規格^{※b}において、栄養成分表示をする際、必ず表示すべき栄養成分（必須表示事項）が追加された^{※c}。また、諸外国でも義務表示項目の追加や表示順の見直しが行われている。

これらの状況を踏まえ、本検討会では、栄養表示をする際の栄養成分の優先度の見直し作業を行い、以下のとおり栄養成分ごとに優先度を整理することとした（脂質及び炭水化物については、その構成成分を表示することが考えられる栄養成分をまとめて記載。）。

なお、表示すべき栄養成分の優先度を見直すに当たり、本検討会では、以下の3つの基準に照らして、優先度の高さを判断することとした。

- ① 我が国の健康・栄養政策において、国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分として、目標が掲げられている栄養成分のうち、国民の栄養摂取状況から、その欠乏や過剰な摂取に問題があると考えられるもの
- ② 我が国の健康・栄養政策において、適正な栄養素（食物）の摂取について目標が掲げられている栄養成分のうち、国民の栄養摂取状況から、欠乏や過剰等問題があるわけではないものの、健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるもの
- ③ 我が国の現在の健康・栄養政策では、目標として具体的に栄養素名が挙げられていないが、健康の保持増進の観点から、国内外の科学的根拠をもとに、今後、我が国においても、表示すべき栄養成分として検討する必要があると考えられるもの

^{※b} コーデックス規格には、規格基準を定める食品規格や勧告、ガイドラインなどがある。この報告書において、コーデックス規格とは、「栄養表示に関するガイドライン」⁶⁾をいう。

^{※c} 栄養成分表示を行う際、表示を義務とするべきものとして、熱量、たんぱく質、糖質、脂質、その他栄養又は健康強調表示を行う栄養素の量、各国の法令又は食事指針による求めに応じ良好な栄養状態を維持するのに役立つと考えられる栄養素の量が挙げられているが、第35回コーデックス委員会食品表示部会（2007年5月開催）以降、議論がなされ、第34回コーデックス委員会総会（2011年7月開催）において、飽和脂肪酸、ナトリウム、糖類の追加が採択された^{12) ~15)}。

(1) エネルギー

エネルギーは、人が活動するために不可欠な要素である一方で、高エネルギー食品の多量摂取は体重の増加を促進することから⁸⁾、我が国の栄養表示基準をはじめ、世界各国の栄養表示において、最も重要な要素として位置付けられている。

また、摂取エネルギーと消費エネルギーとのバランスが体重増加や肥満に反映され、糖尿病や心疾患のリスクを高めることから、「健康日本 21」では、適正体重を維持している人の割合が増加することを目標としている^{1) 2)}。また、WHOも、健康的な体重を獲得することを求めている⁵⁾。

平成 21 年の国民健康・栄養調査結果の概要からも、特に 20-60 歳代の成人男性においては、「健康日本 21」の目標^{※d}を達成しておらず⁹⁾、エネルギー摂取量は引き続き重要な指標となっている。

エネルギーは、食事の内容を評価する最も基本的な指標であることや、エネルギー源として位置付けられる他の栄養成分との関係を考えれば、新たな栄養表示においても、最も重要な要素と位置付けられる。

(2) ナトリウム

ナトリウムの摂取量と高血圧症は関連することから、「健康日本 21」では、高血圧予防の観点から、成人一日あたりの平均食塩摂取量の減少を目標としている^{1) 2)}。

また、食生活指針でも、「塩辛い食品を控えめに、食塩は一日 10g 未満にしましょう」との具体的目標を掲げるとともに、食品を見て含有量を把握することは困難であるとして、栄養成分表示の積極的な活用を推奨している^{3) 4)}。WHOも、ナトリウムのとりすぎが心疾患及び胃がんのリスクを上昇させるとして⁸⁾、食塩の摂取制限を求めている^{5) 10) 11)}。

我が国では、ナトリウムの摂取量が諸外国に比べて多いことが積年の課題となってきたことから、栄養表示基準では必須項目としているところであり、コーデックス規格でも、ナトリウムが必須表示事項として追加されたところである^{14) 15)}。

国民健康・栄養調査の再解析結果からも、多くの人が食事摂取基準の目標量^{※e}を上回っていることがわかり¹⁶⁾、我が国の健康・栄養政策において最も重要な栄養成分のひとつであることをかんがみれば、ナトリウムについては、新たな栄養表示における優先度は高い。

なお、「ナトリウム」と栄養表示することは、科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、

※d 適正体重を維持する者の割合の増加（成人の肥満者（BMI \geq 25.0）の減少）^{1) 2)}

目標値：20-60 歳代の男性 15%以下、平成 21 年調査結果：31.7%

※e 食事摂取基準におけるナトリウム（食塩相当量:g）の目標量¹⁷⁾

1日あたり成人男性（9.0g 未満）、成人女性（7.5g 未満）

消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。「食塩相当量」の併記を義務表示としている国は見当たらないが、消費者の理解しやすさをいう観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。

(3) 脂質

脂質をとりすぎると、動脈硬化等の心疾患のリスクを高めることから、「健康日本 21」では、エネルギー摂取量に占める脂肪摂取量の比率の減少を目標としている^{1) 2)}。

また、食生活指針でも、「脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう」との具体的目標を掲げるとともに、食品を見て含有量を把握することは困難であるとして、栄養成分表示の積極的な活用を推奨している^{3) 4)}。

なお、脂質とは、中性脂肪やコレステロール、脂肪酸（飽和脂肪酸やオレイン酸、リノール酸、トランス脂肪酸などの不飽和脂肪酸）などの総称である。健康リスクとの関係では、直接的には個々の脂肪酸が問題となってくるものであるが、WHOでも、脂質（総脂肪）の摂取を含め、これら個々の脂肪酸の適切な摂取を達成するため、脂質量（総脂肪量）を制限する指針を定めている⁸⁾。

コーデックス規格では、必須表示事項として位置付けられており⁶⁾、米国やカナダでは、各種脂肪酸とともに、エネルギーに次いで重要な栄養成分に位置付けられている。

脂質は、人の生命維持に不可欠な三大栄養素に位置付けられる主要なエネルギー源であり、また、国民健康・栄養調査の再解析結果からも、「健康日本 21」の目標^{※f}を上回る人がかなりいることがわかり¹⁶⁾、我が国の健康・栄養政策上の重要性も高いことから、新たな栄養表示における脂質の優先度は高い。

(3-1) 飽和脂肪酸

飽和脂肪酸をとりすぎると、LDLコレステロールを増やし、心疾患のリスクを高めることから、WHOは、飽和脂肪酸から不飽和脂肪酸に切り替えるなど、飽和脂肪酸の摂取量を低減させるよう求めている^{5) 10) 11)}。

近年の科学的根拠の充実に伴い、コーデックス規格では、飽和脂肪酸が必須表示事項として追加され^{12) 14) 15)}、また、北・南米諸国や韓国、オーストラリア等では表示が義務付けられている。

国民健康・栄養調査の再解析結果からも、食事摂取基準の目標量^{※g}を上回る人が多いことがわかり¹⁶⁾、飽和脂肪酸は重要な要素となっている。

※f 20-40歳代の1日あたりの平均脂肪エネルギー比率の減少 目標値：25%以下^{1) 2)}

※g 食事摂取基準における飽和脂肪酸の目標量（範囲）¹⁷⁾

18歳以上の成人：4.5以上7.0未満（%エネルギー）

(3-2) トランス脂肪酸

トランス脂肪酸を摂取すると、動脈硬化等による心疾患のリスクを高めることから、WHOは、一日当たりのトランス脂肪酸の平均摂取量を総エネルギー摂取量の1%未満とすることを求め⁸⁾、さらに、最新の知見に基づき、工業的に作られたトランス脂肪酸の排除を求めている^{10) 11)}。

我が国の一日当たりのトランス脂肪酸の平均摂取量は、総エネルギー摂取量の0.6%程度となっているが¹⁸⁾、脂肪の多い菓子類や食品の食べすぎなど偏った食事をしている場合は、これを大きく上回る摂取量となる可能性がある¹⁹⁾、食事摂取基準の報告書では、全ての年齢層で少なく摂取することが望まれるものとしている¹⁷⁾。

コーデックス規格では、トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国は、その表示を考慮する必要があるとされており^{13) 14) 15)}、北・南米諸国や韓国等では表示が義務付けられている。

我が国では、本年2月に「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を消費者庁が取りまとめ、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進している。

(3-3) コレステロール

コレステロールは、人体の細胞膜を構成する要素となるほか、脂肪を消化吸収するために必要な胆汁酸、組織の成長・発達や恒常性の調節等に働くホルモンの材料として、生命の維持に不可欠な物質である。

他方で、コレステロールの摂取量が多いと血液中のコレステロールを増やしたり、血液中のコレステロールが多いと心疾患のリスクを高めたりすることが報告されている⁸⁾。

コーデックス規格では、コレステロールを必須表示事項として追加するかどうか議論された結果、改定案への追加は見送られたが^{12) 14) 15)}、北米諸国や韓国では表示が義務付けられている。

国民健康・栄養調査の再解析結果からは、ほとんどの人が食事摂取基準の目標量^{※h}の範囲内にとどまっていることがわかる¹⁶⁾。

(4) 炭水化物

炭水化物は、食品として摂取する栄養成分の中で最も主要なエネルギー源であり、我が国の栄養表示基準では、健康・栄養に関する基本的な栄養成分として、エネルギー、たんぱく質、脂質の次に表示すべきものと位置付けている。

※h 食事摂取基準におけるコレステロールの目標量¹⁷⁾

1日あたり 18歳以上の成人男性 750mg 未満、成人女性 600mg 未満

食生活指針では、「穀類を毎食とって、糖質^{※i}からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう」との具体的目標を掲げている^{3) 4)}。

栄養表示を義務付けている諸外国でも、炭水化物は義務表示項目とされているが、栄養表示における優先度は必ずしも一致していない。

(4-1) 食物繊維

食物繊維は、循環器疾患等生活習慣病の予防に効果的に働くものと考えられており、「健康日本21」では、カリウム、カルシウム、ビタミンCとともに、食物繊維の摂取量と食品摂取量との関連から、特に野菜の摂取量に着目し、その増加を目標としている^{1) 2)}。

また、食生活指針でも、「たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう」との具体的目標を掲げている^{3) 4)}。WHOは、食物繊維の十分な摂取が体重の減少を促進させるとともに、総コレステロールやLDLコレステロールを低下させることから、食物繊維の適切な摂取を求めている⁸⁾。

コーデックス規格では、食物繊維を必須表示事項として追加するかどうか議論された結果、改定案への追加は見送られたが^{13) 14) 15)}、北・南米諸国では表示が義務付けられている。

国民健康・栄養調査の再解析結果からも、食事摂取基準の目標量^{※j}に達していない人が非常に多いことがわかり¹⁶⁾、食物繊維は重要な要素となっている。

(4-2) 糖類

糖類については、我が国では、糖類の摂取が健康に与える影響についてのデータが少ないことから、健康・栄養政策上の位置付けを明確にしたものはないが、WHOでは、飲料による糖類の多量摂取が体重の増加を促進することから⁸⁾、糖類の摂取量を制限することを求めている^{8) 10) 11)}。

コーデックス規格では、糖類を必須表示事項として追加しており^{12) 14) 15)}、北米諸国、韓国、オーストラリア等では表示が義務付けられている。

(5) たんぱく質

たんぱく質は、人体の組織を構成する主要な要素であるとともに、酵素やホルモンの材料として代謝を調整するなど様々な機能を果たしており、生命の維持に不可欠な

※i 糖質とは、炭水化物から食物繊維を除いたもの

※j 食事摂取基準における食物繊維の目標量¹⁷⁾

1日あたり18歳以上の成人男性19g以上、成人女性17g以上

物質である。

我が国の栄養表示基準では、健康・栄養に関する基本的な栄養成分として、エネルギーの次にたんぱく質を表示すべきものと位置付けている。

コーデックス規格でも、たんぱく質は必須表示事項として位置付けられており⁶⁾、栄養表示を義務付けている諸外国でも義務表示項目とされているが、栄養表示における優先度は必ずしも一致していない。

(6) ビタミン・ミネラル類

ビタミン・ミネラル類（ナトリウムを除く）は、他の栄養成分と比べると日常摂取する量は微量であるが、生体の機能の維持に欠かせない栄養成分である。

食生活指針では、「たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう」との具体的な目標を掲げている^{3) 4)}。

他方、栄養成分を強化、添加したものの中には、過剰摂取によって健康障害のリスクを高める可能性があることが科学的に明らかとなっている成分もあることから、我が国では、1日あたりの摂取目安量に含まれる栄養分量が定められた上・下限値の範囲内にある食品について、「栄養機能食品」と表示し、消費者の商品選択に資するものとしている。

(1) から (6) の検討を踏まえ、本検討会においては、まず、我が国の健康・栄養政策で目標に掲げられるとともに、摂取する食物の内容を評価する最も基本的な指標であるエネルギーを最重要要素ととらえ、最優先項目とした。

次に、健康・栄養政策において、高血圧予防の観点から重要度が高く、現在の国民の栄養摂取状況においてとりすぎを示す人が多数を占めるナトリウムを2番目とし、動脈硬化等心疾患のリスクに影響し、とりすぎを示す人が約半数存在する脂質を3番目とした。

脂質以外の三大栄養素である炭水化物とたんぱく質については、現在の国民の栄養摂取状況からは大きな問題があるとは考えられないが、健康・栄養に関する基本的な知識として国民が知っておくべきもののひとつである。そのうち、生活習慣病の発症に関与する根拠がある食物繊維を含む炭水化物を第4番目とし、たんぱく質を第5番目と位置付けた。

さらに、栄養表示制度の見直しにあたり、国内外の科学的根拠等、今後の健康・栄養政策の動向を踏まえ、表示すべきかどうか検討すべきものとして、ビタミンやミネラル類、食物繊維、糖類、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロールが挙げられた。これらの栄養成分については、科学的根拠の程度や現在の国民の摂取状況、今後の国民の健康状態の変化等を踏まえ、引き続き検討すべきである。

<15 ページ別紙参照>

4. 表示の実行性の確保

栄養表示は、補給すべき栄養成分を示すだけでなく、健康の保持増進の観点から、例えば、ナトリウムや脂質のように、とりすぎに気をつけたい栄養成分について、過剰摂取を防ぐために参考とすべき栄養情報となる。

従来より、食品表示制度においては、食品衛生法又はJAS法に基づく食品添加物や期限表示、原材料表示、原産地表示など、全ての消費者が知るべきと考えられる項目について表示義務を課してきたところであり、3.により優先度の高いものとして位置付けられた栄養成分は、これらの義務表示項目と比較しても、その重要性は高いと考えられる。

我が国における栄養表示の現在の活用実態をみると、消費者庁が関東地域の大手スーパー3店舗で容器包装された食品の買い上げ調査を行った結果では、約8割の食品に栄養表示があり²⁰⁾、栄養表示が一定程度活用されていることがうかがえる。しかし、現行の栄養表示制度は任意であることから、他法令に基づき、表示義務が課されている食品だからといって食品全てに栄養表示がなされている状況ではない。

消費者の健康意識が高まる中で、今後、「健康日本 21」等に掲げられた目標を達成するためには、2.で述べたとおり、栄養表示を通じた食品の「栄養の可視化」を進めることにより、これまで食生活への関心の無かった人々も含め、栄養に関する情報を確実に伝えることが求められる。

他方、実行性の確保の観点から、いくつかの課題がある。

健康で栄養バランスのとれた食生活の実現を支援する役割をもつ栄養表示の趣旨にかんがみると、消費者にとっては、個々の食品に含まれる栄養成分の量というよりも、一食分の栄養成分の摂取量の総和や、さらには長期間にわたる摂取量の蓄積量を知ることには大きな意義がある。

また、製造場所や季節によって栄養成分の含有量に差が生じることを回避することはできず、特に、生鮮食品や惣菜などでは、個体差もより大きくなることを踏まえれば、個々の食品に示される栄養表示にどの程度の厳密な正確性を求めるかという点については、他の食品表示とは異なる観点からの検討が必要となる。

さらに、(財)食品産業センターが会員企業に対して行ったアンケート調査では、多くの企業は、一部の商品(主要製品)においては、栄養成分に関する情報の開示や提供の努力を行っているものの、分析費用の負担や表示スペースの物理的制限など課題があることが挙げられている²¹⁾。

なお、事業者の規模等により表示義務の対象から除外するという米国等海外の例を参考に、適用範囲について検討することも必要である。

以上を踏まえると、栄養表示制度を見直すにあたっては、栄養表示の特徴を十分に勘案しつつ、事業者にとって実行可能な表示方法や、消費者にとってわかりやすく活

用しやすい表示方法、行政による効果的な監視・執行体制、国民への普及啓発など、以下の事項について検討がなされ、必要な措置が講じられることを前提に、栄養表示の義務化を目指していくことが適当であると考えられる。

(1) 表示の適用範囲

現行の栄養表示基準は、包装された食品のみを栄養表示の適用対象としているが、生鮮食品、直接販売される惣菜・弁当や外食で提供される食事など、通常は包装されていない食品の分野についても、消費者の食生活の改善に資するためには、栄養に関する情報が積極的に提供されるべきではないかという観点から、本検討会では、幅広い食品分野について、適用範囲についての検討を行った。

特に包装された加工食品については、原材料の配合や加工の度合い等によりその有する栄養成分を認知することが困難である等から、栄養表示が極めて重要であり、対象とすべきものであると考えられる。

一方、生鮮食品については、栄養成分の機能を高めて高付加価値化された商品が開発され、出回っている。生鮮食品はJAS法に基づく表示義務の対象となっており、包装されていない場合にはPOP等による表示を求めていることも考えると、少なくとも、栄養成分や機能性が強調表示された生鮮食品については、これらの表示方法により、栄養成分の含有量が併せて表示される方向で検討すべきである。

他方、直接販売される惣菜・弁当や外食で提供される食事については、JAS法に基づく表示義務の対象ともなっていないことから、別途、食品表示に関する一元的な法体系のあり方の一環として、食品表示全般の適用範囲について議論し、その結果を踏まえて、栄養表示の適用範囲についても決定することが適当である。

また、上記に加え、分析や表示することが困難な中小事業者の取扱いについても、検討することが必要である。

(2) 誤差の許容範囲

現行の栄養表示基準では、公定法により測定された含有量の数値が、食品に表示された数値のプラス・マイナス 20%（ナトリウムを除く微量成分であるビタミン・ミネラルについては、プラス 50%（又はプラス 80%）まで許容）の範囲内にある必要がある^{※k}。

^{※k} 熱量、たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖類、食物繊維及びナトリウム：-20%~+20%
亜鉛、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ビタミンA、ビタミンD及びビタミンE：-20%~+50%

しかしながら、実際には、特に個体差の大きい惣菜や弁当などで、誤差が許容範囲内に収まることが困難な場合も多いことが報告されている。

この点について、例えば米国や韓国では、誤差の上限又は下限のみを設定したり、含有量の丸め値を段階的に設定するなどにより、我が国の許容範囲よりも広い誤差が許容されるよう工夫されている。

このように、誤差の許容範囲については、必ずしも現行の栄養表示基準の考え方に捉われる必要はなく、諸外国の例も参考としつつ、柔軟かつ合理的な許容範囲を設定することを検討すべきである。

(3) 表示値の設定方法

現行の栄養表示基準では、栄養成分ごとに公定法を定め、分析方法等の詳細を通知（「栄養表示基準における栄養成分等の分析方法等について」（平成11年4月26日衛新第13号））に示している。

また、栄養成分の含有量の表示に際しては、必ず分析を行わなければならないものではなく、結果として表示された含有量が正確な値であれば表示基準違反にはならないものとしている。

しかしながら、膨大なアイテム数の食品が速いスピードで流通していく中で、食品事業者の多くを占める中小事業者が、全ての食品を分析して正確な値を確認することは困難であり、実際には、データベース等を活用して計算値による含有量を表示せざるを得ない場面が多い。

このような課題に対応するため、例えば米国では、食品医薬品局（FDA）が「最も頻繁に消費される上位20種類の果物、野菜及び魚類」を定めて栄養成分の含有量の平均値を公表し、事業者がこれらの生鮮食品について栄養表示をする際には、公表された値を活用することができるものとしている²²⁾。

さらに、事業者や事業者団体等が栄養表示のためのデータベースを作成し、任意にFDAに提出して助言を受けるといったプログラム²³⁾を立ち上げ、行政と事業者が協力して対応していく方針が示されている。

これらの例にみられるように、表示値の設定方法については、「表示値は正確でなければならない」とする原則を維持しつつも、行政と事業者が協力して、消費者の食生活の実践に役立つ情報提供ができるよう様々な工夫をすることが可能であると考えられることから、諸外国の例も参考としつつ、事業者にとって実行可能性の高い設定方法を検討する必要がある。

ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC及び葉酸：-20%~+80%

(4) 消費者にわかりやすく活用しやすい表示方法

栄養表示を食生活へ関心が無かった消費者の適切な商品選択や食生活の実践に役立てるためには、「栄養の可視化」をすすめ、単に食品の包装に栄養成分の含有量を表示するだけでなく、消費者の栄養表示に対する関心を高める工夫や表示の内容に対する理解を促すわかりやすく活用しやすい表示方法について、さらに検討が必要となる。

消費者にわかりやすい表示方法として、例えば、米国では、表示箇所や色などの表示方法が詳細に定められている他、簡単かつ大まかに傾向をつかめるような表示方法についても工夫がなされている。また現在、EUにおいても、容器包装の正面に栄養表示をつけるという提案を含め、消費者に見えやすい表示方法等の議論が進んでいることから、我が国においても、これらの例も参考としつつ、消費者への意識調査を実施するなどして、消費者の商品選択や食生活の実践に役立つ表示方法について検討すべきである。

表示方法の検討に当たっては、容器包装等の限られたスペースに表示すべき事項が数多くある中で、健康の保持増進を図る手段として位置づけられる栄養表示の優先度は高いものと考えられ、この点については、別途検討されている食品表示に関する一元的な法体系のあり方の一環として議論されることが適当である。

また、優先度が高いものと整理された栄養成分のうち、表示義務を課すべきものの範囲についても、その議論の結果を踏まえて決定すべきである。

なお、米国や韓国など、サービングサイズ当たりの含有量表示を原則としている国もあり、消費者へのわかりやすさという観点からは一定の意義があるものと考えられるが、我が国では、食品分類ごとのサービングサイズの分量を学術的に研究した例がほとんどないため、市販品の動向の把握に努めつつ、将来的な課題として位置付けることが適当である。

(5) 監視・執行のあり方

健康増進法では、栄養表示をするかどうかは事業者の任意ながら、栄養表示をする場合には、栄養表示基準に従って必要な表示をしなければならないものとし、基準に従わない者に対しては、内閣総理大臣（消費者庁）が勧告・命令等の措置を講ずることができることとしている。

また、内閣総理大臣又は都道府県知事は、食品衛生監視員に食品を収去させることができるものとしている。

しかしながら、現行制度では、都道府県の行う監視指導に係る権限が法令上に明記されておらず、必要に応じて収去検査や試買調査等を実施して、監視指導が行われているが、自治体によって監視指導体制の整備状況にバラつきがみられる。

新たな栄養表示に係る監視指導体制のあり方については、別途、食品表示の一元的な法体系の検討の一環として、食品表示に係る効果的な執行体制のあり方について議論することとされており、その中で併せて検討されることが適当である。

その際には、栄養表示に係る業務について、現在、食品衛生監視員及び栄養指導員の人員配置や検査の組織体制が不十分であると指摘されている点についても、整理されることが望まれる。

また、これらの検討と並行して、各自治体において収去検査する際の具体的な手順や分析機関及び分析機関間における精度管理の方法等をマニュアル化することについても、検討を進めるべきである。

(6) 国民への普及啓発の重要性

消費者が栄養表示を商品選択や食生活の実践に役立てていくためには、食生活への関心が無い消費者や自ら食生活に関心を持っているものの、十分に情報をいかしきれていない消費者が栄養表示に関心を持ち、その内容を理解し、適切な食生活の実践のための活用が図られるよう、栄養表示の意義や活用方法について、普及啓発を進めることが重要である。

このため、消費者庁は、消費者、事業者、消費者団体、事業者団体、日本栄養士会、各教育機関等との連携体制を構築し、栄養表示に関する普及啓発の取組を進めていくべきである。

5. 今後の方向

以上のとおり、消費者庁は、本検討会において取りまとめた栄養表示制度の骨格を踏まえ、栄養表示の義務化に向け、引き続き消費者・事業者等の意見を聞いて、具体的な作業を進めていくべきである。

そのためには、3.において、優先度が高いと整理された栄養成分について、表示義務を課すべきものの範囲や、表示の実効性を確保するための方策等について、詳細を検討していく必要がある。

また、栄養表示については、国民の栄養摂取状況からみて、その不足や過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響することから、日本人のデータに基づく科学的根拠を常に把握しておくことが重要となる。

しかし、現在、日本人を対象とした科学的データは極めて不足しているため、今後、不足している日本人を対象とした栄養疫学などの健康関連データや、消費者行動などの社会科学的データを収集する等の研究を進めることも重要である。

さらに、消費者の商品選択や食生活の実践に栄養表示がどう役立てられ、消費者の健康の保持増進を支援する観点からどう貢献できているかについて、今後、継続的に成果を検証し、見直していくことが必要である。

引用資料

- 1) 厚生労働省：21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）について報告書. 平成 12 年.
- 2) 厚生労働省：国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について（平成 15 年 4 月 30 日健発第 0430002 号厚生労働省健康局長通知）
- 3) 閣議決定：食生活指針の推進について. 平成 12 年 3 月 24 日
- 4) 文部省、厚生省、農林水産省：食生活指針の解説要領. 平成 12 年
- 5) WHO：Global Strategy on Diet, Physical Activity and Health. 2004
- 6) Codex Alimentarius Commission：Guidelines on Nutrition Labelling CAC/GL2-1985. 1985
- 7) 赤松利恵：第 5 回「栄養成分表示検討会」検討会資料「栄養成分表示を参考にメニューを選ぶ人の特徴～健康状態・栄養摂取状況・生活習慣等について～」. 平成 23 年
- 8) WHO：Diet, Nutrition and the Prevention of Chronic Diseases. Report of a Joint WHO/FAO Expert Consultation. WHO Technical Report Series No. 916. 2003.
- 9) 厚生労働省：平成 21 年国民健康・栄養調査結果の概要について. 平成 22 年
- 10) WHO：2008-2013 Action Plan for the Global Strategy for the Prevention and Control of Noncommunicable Diseases. 2008
- 11) WHO：WHO Global Status Report on Noncommunicable Diseases. 2010
- 12) Codex Alimentarius Commission：37th CCFL ALINORM 09/32/22. 2009
- 13) Codex Alimentarius Commission：38th CCFL ALINORM 10/33/22. 2010
- 14) Codex Alimentarius Commission：39th CCFL REP 11/FL. 2011
- 15) Codex Alimentarius Commission：34th CAC REP 11/CAC, 4-9 July 2011
- 16) 佐々木敏：第 7 回「栄養成分表示検討会」検討会資料「国民健康・栄養調査データを用いた主要栄養素摂取量の分布」. 平成 23 年
- 17) 厚生労働省：日本人の食事摂取基準（2010 年版）. 2009 年
- 18) 内閣府食品安全委員会：平成 18 年度食品安全確保総合調査 食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査報告書. 2007 年
- 19) Yamada M, Sasaki S et al：Estimation of trans fatty acid intake in Japanese adults using 16-day diet records based on a food composition database newly developed for Japanese population. J Epidemiol. 20: 119-27. 2010
- 20) 消費者庁：第 2 回「栄養成分表示検討会」検討会資料「市販食品における栄養成分表示の実態調査」. 平成 23 年
- 21) 財団法人食品産業センター：「平成 22 年度食品生産構造調査 第 2 回」Ⅱ 消費者の食への信頼向上に向けた食品企業の取組状況調査. 平成 22 年
- 22) FDA：A Food Labeling Guide (Guidance for Industry). 2009
- 23) FDA：Guidance for Industry: Nutrition Labeling Manual – A Guide for Developing and Using Data Bases.
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/GuidanceDocuments/FoodLabelingNutrition/ucm063113.htm>

表示すべき栄養成分の優先度の見直し

(別紙)

【選定基準】

- 我が国の健康・栄養政策において、国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分として、目標が掲げられている栄養成分のうち、国民の栄養摂取状況から問題があると考えられるもの
- 健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるもの
- 国内外の科学的根拠をもとに、今後、検討する必要があると考えられるもの

現在の栄養表示

* 一般表示事項のみ

1	エネルギー
2	たんぱく質
3	脂質
4	炭水化物
5	ナトリウム

* 一般表示事項

食品単位当たりで、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムが記載された表示

見直し案

* : 一般表示事項 / 無印 : 一般表示事項以外の成分 / () 現行の表示順

___ (下線) : 栄養摂取状況から欠乏や過剰等問題があると考えられたもの

u003e

1	*エネルギー (1)	適正体重の維持が推奨される中、各種疾病のリスクファクターである肥満について、特に20-60歳代の男性肥満者の割合は増加傾向が鈍化。
2	*ナトリウム (5)	高血圧予防の観点で我が国の健康・栄養政策として重要度が高い栄養成分であるが、目標量以上をとっている人が7割以上存在。
3	*脂質 (3)	脂質のとりすぎは動脈硬化等心疾患のリスクを促進することから、適切な脂肪エネルギー比率での摂取が推奨されるが、目標量を超える人が約半数存在。
4	*炭水化物 (4)	最も主要なエネルギー源であり、摂取割合が最も多い。
5	*たんぱく質 (2)	人の体の組織を構成する主要な栄養素である。

~今後、検討が必要なもの~

ビタミン・ミネラル類	生体の機能の維持や生活習慣病の予防には、ビタミン・ミネラルの適切な摂取が必要。
*食物繊維	生活習慣病の予防に重要と考えられる栄養素のひとつであり、目標量をとれていない人が半数以上存在。
糖類	WHOでは、遊離糖類の摂取制限を推奨。
飽和脂肪酸	WHOでは、飽和脂肪酸の摂取低減や不飽和脂肪酸への切り替えを推奨しているが、適正範囲を超える人が半数近く存在。
トランス脂肪酸	トランス脂肪酸のとりすぎは心疾患のリスクを促進。
コレステロール	血中コレステロールが心疾患のリスクを高める可能性。

《栄養成分表示検討会構成員名簿》

(50音順 敬称略)

◎：座長 ○：座長代理

構成員名	所属等
赤松 利恵	お茶の水女子大学大学院 人間文化創成科学研究科 准教授
畝山 智香子	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第三室長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 組織推進本部 安全政策推進室長
蒲生 恵美	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 食生活特別委員会 副委員長
◎ 坂本 元子	和洋女子大学 学長
迫 和子	社団法人日本栄養士会 専務理事
佐々木 敏	東京大学大学院 医学系研究科 教授
塩谷 茂	財団法人食品産業センター 技術環境部長
徳留 信寛	独立行政法人国立健康・栄養研究所 理事長
仲谷 正員	日本チェーンストア協会 食品委員会委員
浜野 弘昭	特定非営利活動法人国際生命科学研究機構 特別顧問 前事務局長
飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部長
○ 山田 和彦	女子栄養大学 栄養学部 教授
山根 香織	主婦連合会 会長
渡部 浩文	東京都福祉保健局 健康安全部 食品医薬品情報担当課長

《栄養成分表示検討会審議事項》

第1回	平成22年12月20日(月)	1. 検討会の進め方 2. 栄養成分表示をめぐる事情 3. その他
第2回	平成23年1月31日(月)	検討の論点① 「栄養成分に関する情報」について
第3回	平成23年2月23日(水)	検討の論点② 「栄養成分表示の活用 ～栄養成分表示と消費者の食行動～」について
第4回	平成23年4月22日(金)	検討の論点③ 「栄養成分表示の活用～制度の実効性～」について
第5回	平成23年5月18日(水)	論点整理① 「栄養成分表示制度のあり方」 (1) 栄養成分表示の目的及び対象となる 栄養成分 (2) 栄養表示は誰のためのものか
第6回	平成23年5月30日(月)	論点整理② 「栄養表示制度の実効性の確保等について」 (1) 栄養表示の適用範囲について (2) 栄養表示に関する表示値の取扱いについて (3) 栄養表示制度を効果的に進めるための運用 及び監視体制について (4) その他
第7回	平成23年6月27日(月)	報告書のとりまとめに向けて (1) はじめに (2) 表示の優先度が高い栄養成分 (3) 表示の実効性の確保 (4) その他
第8回	平成23年7月20日(水)	報告書のとりまとめ